

新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた
検討チーム(第3R)・作業チーム合同関係団体ヒアリング
平成24年4月11日(水) 18:00~20:00

「保護者制度・入院制度の見直し」について

全国保健所長会 副会長

宇田 英典（鹿児島県伊集院保健所）



「新たな地域精神保健医療福祉体制」 の構築に向けた検討に対する基本的姿勢

- 精神保健医療福祉改革ビジョンに示された「**入院中心から地域生活中心へ**」
という考え方を、**全面的に支援する**。
- そのためには、人員も予算も、病院医療から、地域精神保健医療福祉にシフト
するように、**長期的ビジョンを持って進めるべき**である。
- 同時に、閣議決定された精神科医療の人員体制の強化(精神科特例の廃止
:場合によっては段階的に)を前提とし、**適切な医療提供体制の整備を進め
る必要がある**。
- 具体的には、医療計画上に病床削減を伴う地域精神医療体制の方針をつくり、
地域生活支援のための資源整備を市町村や自立支援協議会と連携をして
取り組み、更にアウトリーチチームと連携して重度の精神障害者を支援し、
地域生活を継続できるシステムをつくる必要がある。
- そのためには、現在495設置されている**保健所を地域精神保健の中心的拠
点として構築していくことが、効率的・現実的かつ有効**である。
- その際、都道府県、指定都市、特別区、中核市、政令市と**多様な保健所の
組織形態を踏まえた対策**を講じていくことが望ましい。



今回のヒアリング項目に関する総論的意見

I 保護者の義務規定の削除に関して

(現在の保護者に課せられている各義務規定の削除等の整理を前提とした議論を踏まえ)

-現状の精神保健福祉法では、医療保護入院の開始・退院時に保健所長に届け出ることになっており、結核のDOTSのように、**保健所**が必要度に応じて、関係機関と協働で支援していくことに関しては自然であり、推進する必要がある。

-地域移行・地域定着支援事業やアウトリーチ支援事業等に関しては、**保健所**は市町村にはない、法に基づく権限(立入検査、実地指導、入退院届出、定期報告等)を有し、専門的・広域的な機能を有することから、積極的な関与が不可欠である。

II 医療保護入院制度の見直しに関して

-地域精神保健医療審査会の審査機能については、精神保健福祉センター等の公的機関に役割を付与している現状は公平・公正と思われるが、審査機能を充実させていくためには強化とそのための位置づけ(財源・法的根拠等)が必要。

→ 保健所の組織・人的体制、基本的位置づけの充実強化が必要

I 保護者の責務規定の削除に関して ～医療へのアクセスについて～

1. 未治療者、治療中断者等の医療へのアクセスが確保されていない事例を把握するための地域ネットワークの充実が不可欠
2. 医療機関以外の組織によるアウトリーチチームの必要性
3. 症状悪化の際に受診可能な民間の移送体制の強化
 1. 現在の34条移送制度は利用しづらい。
 2. 公的機関が行う移送制度より、精神科医療機関の往診や救急医療体制の充実を通して、必要な事例に関しては受診しやすくする必要がある。
4. 適切な入院診療・確保、長期入院の改善のための精神医療審査会の機能の充実。
 1. 病院への訪問審査および審査会の精神保健指定医による入院患者の診察
 2. 精神保健福祉センター以外の設置、もしくはセンターであれば人的体制の強化。

I 保護者の責務規定の削除に関して ～地域移行・地域生活支援について～

- アウトリーチ推進事業に関しては、現在モデル的に行われているが、病院への委託を前提としているので、今後、入院患者を増やさないための方策が不可欠。
 - ACTや訪問看護ステーション、相談支援事業所等への事業委託を選択肢として残す必要がある。
 - 事業対象者である「未治療・治療中断」へのアプローチを行うとともに、治療契約ができていない人への「医療保険での支払い」のためにも、保健所と精神保健福祉センターの関与を位置づける必要がある。
 - 退院後の地域生活支援のための入院時からの**調整機能に関しては、公的機関、特に保健所機能の強化が必要。**
 - 「保健所及び市町村の地域精神保健福祉業務運営要領」に記載している人材の確保・育成が必要。
 - 退院後の地域医療連携のための**治療・地域ケア計画等作成と実施**に関するシステムを医療機関と協働で作成・実施
 - 地域移行を自立支援法による個別給付化したことは、メリットもあるが、入院患者が地域移行を権利として利用するためには、**保健所の積極的関わりが求められ、その位置づけが必要。**
 - 自立支援法や精神保健福祉法に基づく様々なサービスや相談・支援等を直接的に行っている**市町村の担当部局の積極的な関与と、人材育成等の機能強化が不可欠**
- ※ 現状では市町村においても保健所においても十分に機能できるだけの体制を有しておらず、「保健所及び市町村の地域精神保健福祉業務運営要領」に記載しているような**人材(精神保健福祉士・精神保健福祉相談員等)の確保が必要不可欠。**

I 保護者の責務規定の削除に関して ～設置主体の異なる保健所の機能強化について～

- 地域保健法第4条による「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」で示す保健所の「地域における在宅サービス、障害者福祉等の保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携等について企画及び調整」は、地域精神保健医療福祉においても求められる。県型・市型にかかわらず、**保健所が果たさなければならない役割**である。
- 市型(主に中核市型)保健所と都道府県型保健所の機能の整理を行う必要がある。市型保健所では、精神医療の関与は弱く、また、都道府県型保健所も人員削減・組織統合等の問題があるが、精神障害者の支援における保健所が果たすべき役割を否定すべきではなく、むしろ**市型保健所も含めて、保健所の調整の役割を明記し、その人員・組織体制を確保**する必要がある。その財源の一部は長期入院の是正を考慮すべきである。